○財務省・農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

一中「年四厘」を「年二厘」に、「年五厘五毛」を「年三厘五毛」に、「年一分五厘五毛」を「年一分三厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
二十五年以下	年二厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
三十五年以下	年二厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

「年一・七〇パーセント」を「年一・五〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

「年一・七〇パーセント」を「年一・五〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第七十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十七年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年十五・〇二パーセント

○厚生労働省告示第七十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成二十六年厚生労働省告示第百七十号）は、平成二十八年三月十八日限り廃止する。

平成二十八年三月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の本局の項中「部長」を「室長　部長　次長」に改め、「参事」の下に「　課長　経営企画官　総務企画官　法務総括官　リスク総括官　広報官　人事給与総括官　労働厚生総括官　事務総括官　情報総括官　環境安全総括官　博物館長　施設企画官　施設総括官　財務総括官　契約総括官」を、「副センター長」の下に「副企画官」を加え、「労務担当の者」を「秘書、人事又は労務担当の係長　労働関係事務担当の調査主事　労務担当の係員」に改め、「労働関係事務担当の者」を削る。

○農林水産省告示第八百十七号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

農林水産大臣　森山　裕

「年四厘」を「年二厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

農林水産大臣　森山　裕

「年四厘」を「年二厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第五十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

第二十三号を第二十五号とし、第九号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の号を加える。

十　ヘキサクロロブター一・三―ジエン

第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）

本則に次の一号を加える。

二十六　ペンタクロロフェノール又はそのエステル

○経済産業省告示第五十四号

平成二十八年経済産業省告示第五十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の施行に伴い、並びに輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第二百四十五号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

本則に次の一号を加える改正規定中「二十四」を「二十七」に改める。

○経済産業省告示第五十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の項の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第三百八十一号（輸出貿易管理令別表第二の二一の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄